

## 事業概略書

|      |  |
|------|--|
| 事業名  | 訪問による自立訓練（生活訓練）を活用した地域生活支援の在り方及び有期限の施設入所支援を活用した退院支援に関する研究について  |
| 事業目的 | <p>1 事業の目的</p> <p>課題1：訪問による自立訓練を活用した地域生活支援の在り方に関する研究</p> <p>この間障害者福祉領域は大きな転換期を迎え、障害ごとに組み立てられていたサービスが一元化された。その利点もさることながら、どうしても障害特性に考慮した仕組みが必要となる場合もあり得る。精神障害者で引きこもっている人たちの中には、通所前提で訪問が行われている現行の自立訓練では十分にサポートできない人たちが存在していると考えられる。また現行の制度運用で、ニーズのある対象に十分な支援を提供できているかどうかは不明である。</p> <p>本事業のひとつの目的として、生活面の支援をより濃厚に必要とするそれらの人たちの実態を明らかにし、訪問による自立訓練の対象者像や運用上の課題を明確化することが挙げられる。また、前述した事例のような形で福祉サービスに繋がることが難しい事例もあれば、就労していることにより現存のサービス体系ではうまく生活訓練が受けられない人たちがいる。安定した就労のためには就労そのものへの支援も重要であるが、就労している人たちの生活の安定が職場への定着につながる事例も多い。そこで、就労している障害者の生活支援ニーズを把握し、訪問による自立訓練の有効性について明確化することを課題1のもうひとつの目的とする。</p> <p>課題2：有期限の施設入所支援を活用した退院支援に関する研究</p> <p>本事業では、精神科病院に入院している知的障害者の地域移行に関する課題にも取り組む。毎年実施されている精神保健福祉資料 630 調査の平成 23 年のデータでは、精神科病院に入院している患者総数 304,394 名のうち、6,276 名の知的障害者が入院している。この数字には長期入院者と短期入院者が混在していると考えられるが、精神科病院に長期入院している知的障害者の存在は以前から指摘されているところであり、地域移行が地域相談支援事業の中ではうまく進んでいない現状がある。これまで実施してきた精神障害者の地域移行の枠組みだけでは、十分な支援を行うことができないことから、本事業では、知的障害者を主たる対象としている入所施設を対象とした実態調査及び事例に調査により、入所施設を有期限で活用することによる地域移行の効果について検討を行う。</p> |

|                   |  |
|-------------------|--|
| <p>事業概要</p>       | <p>課題1の目的は訪問による生活訓練の有効性を明らかにすることであり、生活訓練事業所と相談支援事業所を対象としたアンケート調査を実施し、さらに、訪問による生活訓練を行っている事業所に対する現地調査を行った。その結果から、訪問による生活訓練を実施している事業所は3割弱であり、訪問のみの利用となった利用者のサービス導入の理由として、「対人関係に敏感で、グループ活動に抵抗があるため」(52.2%)、「ひきこもりがち等で本人が通所を希望していない、乗り気でないため」(47.8%)、「ひきこもりや地域からの孤立予防・改善のため」(43.5%)、などであった。訪問による生活訓練の利用に際しての生活課題に対しては、「生活能力に関するアセスメントが必要」(37.9%)との回答も多かった。また、他のサービスでは対応できない問題への対応として、訪問による生活訓練が利用されている実態があることがわかった。さらに訪問による生活訓練の利用者に関する個票調査の結果からは、社会的活動への参加が難しい利用者が合計で57.8%に達しており、生活訓練では「通所につながらない・つながりにくい利用者」を支援のターゲットとして捉え、訪問をツールとして支援を展開している実態が明らかとなった。これまでの制度では通所を前提とした訪問が認められていたが、調査結果では、訪問実施事業者の71.7%が「訪問のみの利用も認めた方がよい」と回答しており制度改定が望まれていた。</p> <p>調査研究2：有期限の施設入所を活用した退院支援に関する研究</p> <p>障害保健福祉分野において、地域移行の促進は実現すべき大きなテーマのひとつであり、本研究のもうひとつの目的は有期限の施設入所を活用した退院支援の現状を把握するということであった。そこで、障害者支援施設を対象としたアンケート調査を実施すると同時に、施設入所支援を活用して精神科病院を退院した障害者を受け入れている施設の実態について聞き取り調査を行った。</p> |
| <p>事業実施結果及び効果</p> | <p>課題1に関しては、本事業の実施法人にて本資料の中間集計を行い、参照として厚生労働省に提出し、平成27年2月の厚生労働省 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム発表では、「通所による利用を前提としない訪問による訓練のみの利用ができるよう算定要件を見直す」とされた。</p> <p>現状において、訪問による生活訓練事業における効果が認められるものの、事業の認知度の低さとスキル不足などの問題が、実施普及を妨げているものと考えられ、研修等による情報提供の場を増やすことへのニーズも確認された。尚、本研究結果を踏まえ、「訪問による生活訓練 ガイドライン」の作成も行った。</p> <p>調査2の結果として、推計数ではあるが、年間約437人程度が障害者支援施設に入所しており、この人数は精神科病院退院患者数の約1.4%に相当することがわかった。障害者支援施設は、精神科病院に社会的に入院している障害者、あるいは長期入院のリスクの高い障害者の退院先として、一定の役割を果たしていると考えられる。精神科病院を退院した障害者に対して、障害者支援施設でどのような支援が行われているか、地域移行に結</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | びつく事例がどの程度あるかは、今後さらに詳細な調査を行う必要がある。  |
| 事業主体 | 郵便番号：〒170-0004<br>所在地：東京都豊島区北大塚3-34-7<br>法人名：社会福祉法人 豊芯会<br>電話番号/E-MAIL：03-3915-9051 /ji-housinkai@housinkai.or.jp |

(注)

- 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず提出すること。
- 3 「事業目的」、「事業概要」、「事業実施結果及び効果」について、それぞれ250字程度で簡潔に記入すること。